建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務契約における消費税率 及び重複限度額算出時の消費税相当額の取扱いについて(お知らせ)

羽曳野市

今年度に発注する案件(電子入札案件に限る。)の契約時の消費税率等は、以下の とおり取扱いますので、入札参加申請時等にはご注意ください。

1 契約締結時の消費税率の取扱い

本年6月以後に契約締結し、工事(業務)期間の末日が本年10月1日以後のものについては、契約締結時の消費税率を【10%】とします。

なお、本年9月30日以前に請求を受ける前払金(中間前払金を含む。)及び部分 払金については、請負代金額を消費税率8%とした場合の代金より算出した額とし ますので、ご注意ください。

2 重複限度額算出時の消費税相当額の取扱い

本年5月以後に発注する建設工事のうち、重複限度額の適用を受ける業種(土木一式・建築一式・電気・管・舗装)について、工事期間の末日が本年10月1日以後の案件の重複限度額算出時に適用する消費税率は【10%】として消費税相当額を算出します。

【重複限度額算出時の各税率適用例】

単復限度額鼻口時の合悦率適用例				
	案件の概要	消費 税率	手持ち工事との関係	入札参加資格
(1)	土木一式工事 (予定価格) ¥20,000,000-(税抜き) (最低制限価格) ¥10,000,000-(税抜き) (工事期間) 令和2(2020)年3月31日まで (必要となる重複限度額の残額) ¥11,000,000-以上(税込み)	10%	 Cランクの入札参加者の場合 (重複限度額) ¥60,000,000-未満 (手持ち工事額) ¥49,100,000-(税込み) (重複限度額の残額) ¥10,899,999-(税込み) 	無 ※最低制限価格と同 額の入札であった 場合でも、重複限 度額の残額から 100,001円の超過 となるため。
(2)	土木一式工事 (予定価格) ¥20,000,000-(税抜き) (最低制限価格) ¥10,000,000-(税抜き) (工事期間) 令和元(2019)年9月30日まで (必要となる重複限度額の残額) ¥10,800,000-以上(税込み)	8%	 Cランクの入札参加者の場合 (重複限度額) ¥60,000,000-未満 (手持ち工事額) ¥49,100,000-(税込み) (重複限度額の残額) ¥10,899,999-(税込み) 	有 ※最低制限価格と同額の入札である場合、重複限度額の 残額の範囲内であるため。